

社会保険 おきなわ

2019. 9 No.482

今月の記事

年金事務所からのお知らせ

④p - ⑤p 「在職老齢年金」～働きながら年金を受けるとき～
自分の経験や能力を生かし、心豊かな生活を

⑩p 年金事務の「電子申請」ご利用の流れ
申請が便利になりました

協会けんぽ沖縄支部からのお知らせ

⑧p - ⑨p 「福寿うちな～健康宣言」してみませんか？
従業員の健康増進が企業の発展につながります

沖縄県社会保険協会からのお知らせ

コラム 「働く人のコミュニケーション」 ②p - ③p
価値観と生産性

「入会のご案内」 ⑥p 「事業のご案内」 ⑦p
お得なメニューをご用意しております

年金シニアライフセミナーのご案内 ⑪p
ご参加お待ちしております

働き方改革セミナーのご案内 ⑫p
I部「働く人のコミュニケーション」
II部「コミュニケーションスキルを高めよう」
「笑顔」の職場づくりのために

職場内で回覧しましょう

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|



column

働く人のコミュニケーション



働き方改革

今年、働き方改革関連法が施行され、いよいよ私達の働く環境も大きく変革の時期を迎えました。中でも、大企業ではすでに導入されている労働時間の上限規制に関しては、これまで残業ありきの働き方に馴染みのある日本にとってなかなかハードな条件ではないでしょうか。中小企業においては1年の猶予期間があり、建築業や製糖業など一部の業種では5年の猶予期間がありますが、だからといって安心はできません。なぜなら、どの企業もますます人手不足に陥っているからです。働き手は、より働く環境が好条件の方を選択するという現実も少なからずあります。観光業も絶好調で、またバブルと言われる離島もある中、仕事はたくさんあり、給与も上げているのに、働き手がいない状況なのです。

時代で変わる求められるスタイル

弊社は2012年1月に県内企業の働き方見直しを推進していくために設立しました。この状況が、必ず来るといえるのは当時から予想されてきました。2017年に団塊の世代の方々が70代に入りますので、労働力人口も足りない上に、仕事と介護の両立もますます課題になってきます。これからは、生産性を上げる働き方に変えなければいけない事を予想しての起業でした。

生産性向上の在り方が、高度経済成長期の製造業スタイルから付加価値スタイルへと変わったという事も改めて認識したいと考えています。といっても、決して過去の長時間労働の働き方が悪いのではなく、その時代は、その働き方が最も生産性が高かったということなのです。

一方、現代は物に溢れ、高い付加価値が求められます。常に新しいアイデアで戦略を立てていかななくては企業も生き残れない時代になりました。時代背景の変化とともに人々の価値観も変わり、消費者としての価値観、そして、働くことへの価値観も変わりつつあるのです。

「価値観と生産性」

今回はこのテーマに絞っていききたいと思います。弊社は普段、様々な業種の企業へ伺う機会を頂くのですが、どの業種の皆様も、世代間ギャップ、世代間のコミュニケーションのあり方で悩んでいるようです。「最近の若い子は・・・」という言葉を言ったり耳にしたりするかもしれませんが、私が新入社員だった20年前も同じ様に言われていまし

た。そして今50代の方々、60代の方々に訊いてみても、「そうそう、自分たちも同じ様に言われていた」とおっしゃいます。確かに、1980年代には「新人類」という言葉が作られ、1956年生まれから1967年生まれの方々はその新人類に該当します。ウィキペディアによると「従来とは異なった感性や価値観、行動規範を持っている若者」というような解釈があります。今も昔も、実は同じ事で悩んでいるのかもしれませんが。

価値観の作られ方

では、感性や価値観はどのように作られるのか、そしてそれは具体的にどんな事に影響するのでしょうか？

価値観というのは、その人が大事にしているものであり、それは、自分自身の経験や体験を通して身につけていくものです。その価値観は驚くほど、人によって違ったりします。経験や体験の中には、個々人の家庭内という小さな組織から、学校、地域、時代背景、国、など様々な背景による経験が含まれます。ただし、当然、同じような背景の中で、同じような経験をしていけば、その価値観は似てくるので、県民性や国民性と呼ばれるものが存

在し、「〇〇〇〇世代」なんていう呼び方が存在するのです。

世代間ギャップというのは価値観の違いのことです。大事にしていることや判断基準には違いがあつて当然だという事を認識してコミュニケーションをスタートすると、「なんでこんな事もわからないのだ？」、「わかってくれないんだ？」と、コミュニケーションをスタートするのでは、伝え方や育成の仕方が変わり、仕事の結果や成果までもが大きく異なってくるのです。そして、何より価値観は、人のモチベーションと大きく関係しています。

生産性の高い組織づくり

組織内で質の高いコミュニケーションを取っていくことによって、働く人のモチベーションを高め、組織（職場）の生産性を向上させ、さらには質の高い人材が定着するので、人の行動のベースになる価値観の違いを知り、そこから、どんなコミュニケーションを取っていくと良いのかというのを認識することが、まさに生産性の高い組織づくりに直結していくのです。

さあ、はじめましょう

「笑顔」の「コミュニケーション」!

プロフィール



比嘉 華奈江 氏

株式会社Life is Love 代表取締役
大分県出身 98年沖縄へ移住
14年間航空会社の客室乗務員として勤務
2012年 株式会社Life is Love 設立
株式会社ワーク・ライフバランス 加盟コンサルタント
日本教育推進財団 認定コミュニケーション・トレーナー

経営戦略構築支援、チームビルディング、労務管理コンサルティングを柱とし、幹部リーダー育成や管理職研修、女性活躍推進の研修をはじめ、組織の活性化コンサルティングをおこなう。クライアント企業様は医療業・不動産業・旅行業・製造販売業・IT通信業・建設業など多岐に渡る。

企業支援数200社以上、延べ人数は5000人を超える。

お知らせです。 /

がら年金を受け取るとき)



■ 65歳以降の在職老齢年金の計算方法

基本月額

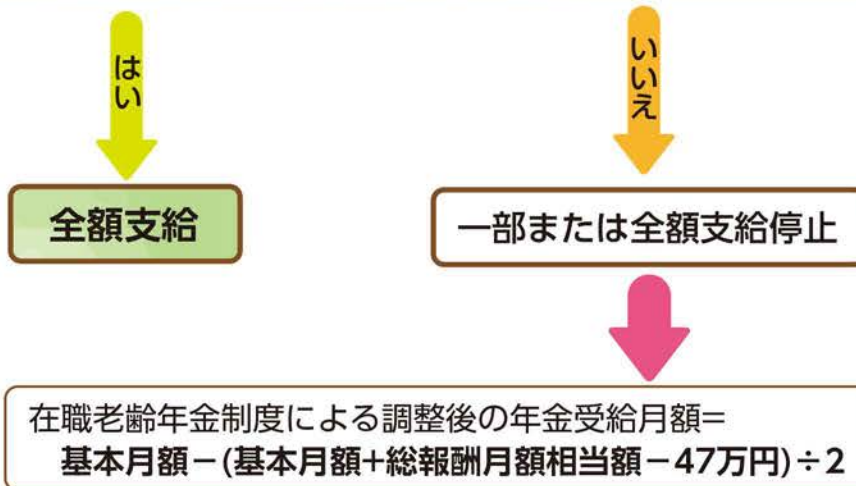
→ 加給年金額を除いた老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額

総報酬月額相当額

→ (その月の標準報酬月額※)+(その月以前1年間の標準賞与額※の合計)÷12

※70歳以上の方は、厚生年金保険に加入しないため、標準報酬月額、標準賞与額に相当する額となります。

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下ですか?



- * 厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに、基本月額を算出します。
- * 年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金(加給年金額を含む)は全額支給停止となります。
- * 老齢基礎年金および経過的加算額は、全額支給となります。
- * 70歳以上の方は、厚生年金保険に加入しないため保険料の負担はありません。
- * 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金(退職共済年金)を受け取っている場合の支給停止額は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額をそれぞれ支給停止します。

■ 在職老齢年金を受けている方が退職したとき

厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けている70歳未満の方が、退職して1ヵ月を経過したとき、退職した翌月分の年金額から見直されます。

- ・ 年金額の一部または全額の支給停止がなくなり、全額支給されます。
- ・ 年金額に反映されていない退職までの厚生年金保険に加入していた期間を追加して、年金額の再計算が行われます。

※退職して1ヵ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入したとき(転職など)は、引き続き在職老齢年金としての支払いが行われます。

※70歳以上の期間は、厚生年金保険に加入されていないため、年金額の再計算には反映しません。

※退職により厚生年金保険の加入期間が20年以上になると、加給年金額が支給される場合があります。その際は、別途、手続きが必要となります。

在職老齢年金 (働きのな)

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額(総報酬月額相当額)に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「在職老齢年金」といいます。

■ 60歳から65歳になるまでの在職老齢年金の計算方法

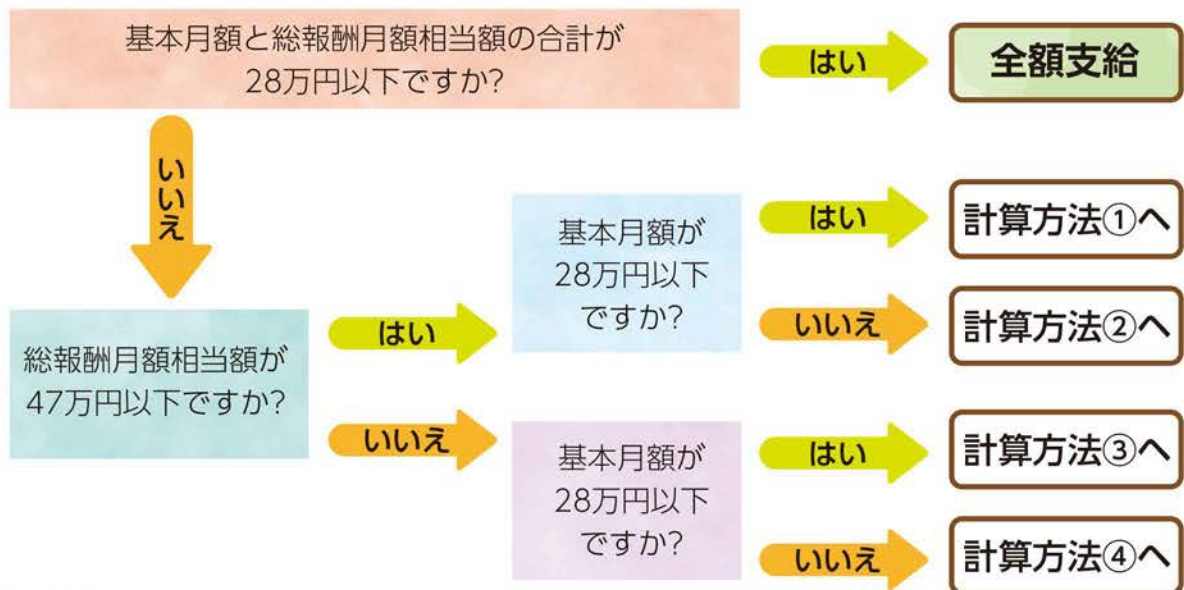
基本月額

→ 加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額

(日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金(退職共済年金)がある場合にはすべての老齢厚生年金の額を合計したものの月額)

総報酬月額相当額

→ (その月の標準報酬月額)+(その月以前1年間の標準賞与額の合計)÷12



〈計算方法〉

在職老齢年金制度による調整後の年金受給月額＝

計算方法①:基本月額－(総報酬月額相当額+基本月額－28万円)÷2

計算方法②:基本月額－総報酬月額相当額÷2

計算方法③:基本月額－{(47万円+基本月額－28万円)÷2+(総報酬月額相当額－47万円)}

計算方法④:基本月額－{47万円÷2+(総報酬月額相当額－47万円)}

* 厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに、基本月額を算出します。

* 年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金(加給年金額を含む)は全額支給停止となります。

* 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金(退職共済年金)を受け取っている場合の支給停止額は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額をそれぞれ支給停止します。

お問い合わせ先は、各年金事務所のお客さま相談室です。(自動音声案内1番→2番)

那覇 098-855-1111

沖縄県社会保険協会からのお知らせ

入会のご案内

沖縄県社会保険協会では、社会保険事務講習会、健康づくり講習会、全国宿泊施設優待(割引)等を通じ、社会保険制度の周知と会員事業所の職員やそのご家族の皆様の健康づくりのお手伝いをしています。事業内容、会費金額等の詳細は、『事業のご案内』をご覧ください。

※ 沖縄県社会保険協会 会員特典のご案内!

沖縄県社会保険協会では、

下記のように会員事業所の皆様へ各種特典をご用意しております。

特典を受けるためには、**新規加入**または**会員事業所としての会費の納入**が必要です。

これらの事業は、年1回お願いしている会費を唯一の財源として実施しております。

今後もさらに充実した内容の特典を提供していく予定ですので、

是非ご入会をご検討下さい。



特典
1

広報事業

- ・「社会保険おきなわ」の発行
- ・社会保険の事務手続の配布
- ・各種セミナーの開催

特典
2

啓発事業

- ・社会保険制度の仕組み
- ・健康保険の給付申請等
- ・研修会の開催

特典
3

健康づくり事業

- ・管理栄養士による講演
- ・健康運動指導士による講演
- ・専門講師による講演

特典
4

福利厚生支援事業

- ・宿泊施設優待利用
- ・タイムズカーレンタル全車種 25%OFF!
- ・家庭常備薬の斡旋

詳しくはWEBで!

入会申込書

FAX:098-861-2682または
E-mail:okisyakyo@ryucom.ne.jpでお申込み下さい。

(ふりがな)

(ふりがな)

※事業所名

※ご担当者名

※〒

※事業所所在地

事業所整理番号

※TEL

職員数

※印は必ずご記入ください。

※すでに会員登録をいただいている事業所様には、日頃のご支援へ感謝し、お礼のご挨拶とさせていただきます。

沖縄県社会保険協会からのお知らせ

会員事業所の皆様へ

日頃より、私ども社会保険協会の事業運営に、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。協会の各種事業につきまして、ご案内を申し上げます。

事業のご案内

～社会保険協会の主な事業～

1 広報事業

1 広報誌「社会保険おきなわ」を発行し、制度改正の内容や諸手続きの方法、最新情報等を提供しています。

2 「社会保険の事務手続」を配布し、事務担当者の手助けをしています。

2 啓発事業

事業所の社会保険事務担当者を対象に、社会保険制度のしくみや給付手続き及び年金についての事務講習会を開催しています。

詳しい日程については、広報誌「社会保険おきなわ」及び当協会ホームページの「新着情報」でご案内します。



講習会の主な内容

(1)各種事務手続き

・資格取得届、喪失届、被扶養者届…等

(2)健康保険の給付と申請方法

・傷病手当金、出産手当金…等

(3)年金給付と申請方法

・老齢厚生年金、障害厚生年金…等

(4)算定基礎届 事務説明会

3 健康づくり事業

職員やその家族の皆様の健康の保持・増進を図るため、次のような健康づくりに関する事業を支援しています。

1 健康相談及び健康づくり講習会の実施

管理栄養士による講演

- ◎食事と健康について（食生活の改善）
- ◎肥満と食事について（食事ダイエット法）
- ◎ヘルシー献立のたて方

健康運動指導士による講演

- ◎正しい運動の仕方について
- ◎健康体操（腰痛・肩こり予防・ストレッチ等）
- ◎インストラクターの実技講習

保健師・社会保険労務士による講演

- ◎生活習慣病の予防と療養について
- ◎健康と睡眠やメンタルヘルス等について
- ◎健康相談（血圧・体脂肪等の測定）

※その他専門家による講演は、ご相談ください。

無料で講師派遣! ★受講者は、20名様以上をお願いします。★講師との日程調整が必要ですので、1ヵ月前までにお申し込みください。

2 健康づくりに関する各種イベントの開催

健康体操教室などの各種イベントを開催し、健康づくりのお手伝いをしています。

3 健康づくり DVD の貸出

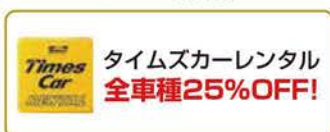
健康づくりに関する DVD を無料で貸し出しています。

4 福利厚生支援事業

1 全国宿泊施設優待利用(割引)



2 レンタカーの割引



3 特別価格家庭常備薬の斡旋

会員が負担する会費年額

会員が毎年納める会費年額は、下記の区分による額です。

会費は、会費振込書により最寄りの金融機関で納めていただいています(手数料無料)。または、お取引金融機関の口座から年1回の自動引き落としが可能です。

| 職員(被保険者)数 | 会費年額 |
|---------------|---------|
| 1人以上～20人未満 | 3,000円 |
| 20人以上～50人未満 | 5,500円 |
| 50人以上～100人未満 | 10,500円 |
| 100人以上～300人未満 | 19,500円 |
| 300人以上～500人未満 | 32,500円 |
| 500人以上～ | 45,500円 |

主な会員事業所(順不同・敬称略)

琉球銀行/沖縄銀行/沖縄海邦銀行/沖縄電力/サンエー/リウボウインダストリー/オリオンビール/大同火災海上保険/コザ信用金庫/沖縄県農業協同組合/琉球大学/沖縄県社会福祉協議会/沖縄美ら島財団/沖縄県保健医療事業団/沖縄県土地開発公社/那覇市教育委員会/沖縄市役所/うるま市役所/浦添市役所/宜野湾市役所/名護市役所/糸満市役所/沖縄県医師会/友愛会豊見城中央病院/おもと会大浜病院/敬愛会中頭病院/

■ホームページ QRコード



または検索で

沖縄県社会保険協会



＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

～社員が元気にイキイキと働くことができる職場をめざして！～

福寿うちな～健康宣言してみませんか？

協会けんぽ沖縄支部では、健康経営に取り組む事業所を『福寿うちな～健康宣言事業所』として認定・サポートする事業を行っております。

健康経営に取り組むことで、事業所の生産性の向上などさまざまな効果が見込まれ、さらに医療費の適正化、健康保険料上昇の抑制にもつながります。

健康経営の考え方は、これからの企業経営において重要な位置付けとなります。

「従業員の健康増進が企業の発展につながる」という認識のもと、まずは「福寿うちな～健康宣言」に参加してみませんか。

「健康経営」
とは…

従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルです。

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標



「健康経営」の取り組みを評価する制度があります！



健康経営優良法人認定制度

健康宣言をした事業所のうち、特に優秀な健康経営に取り組んでいる中小企業、中小規模の医療法人を経済産業省が定めた基準に基づき認定する制度です。



沖縄県健康づくり表彰 (がんじゅうさびら表彰)

職場の健康づくりに積極的に取り組んで顕著な実績を上げた事業所や地域団体に対して県知事より表彰されます。

健康宣言事業所になるには？

1

事業所に健康づくり担当者として「健康保険委員」を配置

2

宣言する取り組み内容を社内で決定し、エントリーシートを協会けんぽ沖縄支部に提出

3

「認定証」が届けられたら、事業所内に掲示

健康宣言完了！

4

エントリーシートに記入した取り組み内容を実践!!

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

協会けんぽ沖縄支部

福寿うちな～健康宣言 エントリーシート

※ FAX または郵送にて提出可能です。

福寿うちな～健康宣言します

| | | |
|-----------------------------|-----------------------|---|
| 取り組み内容 | 必須 | <input checked="" type="checkbox"/> 全従業員の健診受診を徹底する <input checked="" type="checkbox"/> 保健指導または特定保健指導を受けさせる |
| | ①から⑧の中から、1つ以上選択してください | <input type="checkbox"/> ① 従業員の家族の健診の受診を奨励する <input type="checkbox"/> ② 健康増進に関する数値目標を設定する <input type="checkbox"/> ③ 健康意識の向上に取り組む <input type="checkbox"/> ④ 食生活の改善に取り組む <input type="checkbox"/> ⑤ 運動機会の増進に取り組む <input type="checkbox"/> ⑥ 禁煙や受動喫煙防止に取り組む <input type="checkbox"/> ⑦ 感染症予防に取り組む <input type="checkbox"/> ⑧ 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する |
| 事業所記号 | | |
| 事業所所在地 | | |
| 事業所名称 | | |
| 事業主氏名 | | |
| 電話番号 | | |
| 健康保険委員氏名 (または就任予定の方の氏名)※ | | |

※健康保険委員がない場合、別に「同意書」の提出が必要となります。
 (「同意書」は、ホームページから取得いただくか、当協会支部までご連絡くださればお送りします。)

【お申込先】 FAX:098-951-2017 FAX 番号はお間違えの無いよう十分ご注意ください。

《「福寿うちな～健康宣言」に関するお問い合わせ先 企画総務グループ ☎098-951-2246》

被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、令和元年度においても健康保険の被扶養者資格の再確認を行います。

9月下旬から10月下旬にかけて、「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

この再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者の皆さまの保険料負担の軽減と、健康保険の事務の簡素化・効率化につながる大変重要な確認作業ですので、ご理解とご協力をお願いします。

再確認対象者

平成31年3月31日において被扶養者として認定されている方
 ※本年度は18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行います。

【協会けんぽへの提出期限】

令和元年11月20日

《被扶養者資格再確認に関するお問い合わせ先 業務グループ ☎098-951-2282》



〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

☎代表：098-951-2211

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

協会けんぽ 沖縄

検索



＼年金事務所からのお知らせです。／

社会保険料の納付には口座振替をご利用ください!

- 毎月、金融機関に出向く必要がないので便利です。
- 口座振替手数料のご負担は不要です。
- 全国の金融機関がご利用になれます。
⇒銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振替が可能です。
⇒2019年5月分保険料より、ゆうちょ銀行の口座から振替が可能になりました。
※イオン銀行以外のインターネット専門銀行等、一部お取り扱いの出来ない金融機関がございます。
- 毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座からお引き落としします。
※『末日』が土日祝祭日に当たる場合は翌営業日のお引き落としになります。
※振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替が出来なかった場合は、後日、送付される納付書にて、金融機関等の窓口で納付していただくことになります。
○口座振替を希望される場合や、不明な点等がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。



電子申請 ご利用の流れ

STEP1 >>>> 電子証明書を取得します

- ・電子申請では、申請者の確認をするために電子証明書が必要になります。
- ・電子証明書は、書面による手続きの際の印鑑に相当します。
- ・電子証明書は、認証局と呼ばれる機関が発行しています。なお、発行には手数料がかかります。
- ・詳細は、ホームページをご参照ください。

e-Gov 電子証明書取得

Q検索



STEP2 >>>> パソコンの環境設定（利用準備）を行います

- ・ご利用のパソコンが電子申請するための条件を満たしているか確認を行います。
- ・手順については、ホームページをご参照ください。

e-Gov 環境設定

Q検索

STEP3 >>>> 申請データを作成します

現在、書面で申請されている場合

- 電子申請は、e-Govの画面に1件ずつ直接データを入力する方法とまとめてデータを作成して添付する方法があります。
- 一度にまとめて申請する場合は、日本年金機構が無料で提供しているプログラムで申請データを作成することができます。プログラムのご利用方法は、ホームページをご参照ください。

届書作成プログラム

Q検索

現在、CD・DVDで申請されている場合

現在CD・DVDでの申請に使用しているデータを活用して、電子申請をすることができます。

電子申請が可能になります

STEP1.2についてのお問い合わせ先はこちらです。

【電子政府利用支援センター】050-3786-2225

《受付時間》

月～金曜日：4～7月 午前9時～午後7時
8～3月 午前9時～午後5時
土日祝祭日：午前9時～午後5時*

※8～3月の日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）は受付を休止しております。

電子政府利用支援センター

Q検索

STEP3についてのお問い合わせ先はこちらです。

【ねんきん加入者ダイヤル

（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

0570-007-123（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6837-2913（ナビダイヤル）

《受付時間》

月～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時～午後5時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

～社会保険委員会・社会保険協会からのお知らせ～

年金シニアライフセミナーのご案内

退職後の年金、健康保険などの手続きや給付などをご理解いただき、また、健康で生きがいのある生活設計に役立つように分かりやすくご説明いたします。

退職を間近に控えた方、配偶者、事務担当の方などお気軽にお越し下さい。

| 日程 | 会場名 | 募集定員 | 講師 |
|----------------------------|---------------------------------------|------------------------|--|
| 令和元年 10月16日(水) | ちたんニライセンター カナイホール (北谷町桑江467-1) | 65名 | 健保・年金関係 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏 |
| 10月17日(木) | 浦添市産業振興センター 結の街大研修室 (浦添市勢理客4-13-1) | 65名 | 生きがい・家庭経済関係 年金ライフプラン講師 緒方 逸郎 氏 (機活性化セミナー研究所) |
| ※受付12:30～ 開始13:00～ 終了16:40 | | 定員に達し次第締め切りとさせていただきます。 | |

参加対象者

50歳以上の厚生年金保険被保険者及び
配偶者、事務担当者または年金委員の方
※ご夫婦でのご参加もお勧めします。

内 容

- ・退職後の健康保険、年金、雇用保険の手続き・給付などについて
- ・ライフプランと生きがいづくり、家庭経済等

参加料

無料

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、FAX 又は郵送でお申し込み下さい。

**お申し込み
お問い合わせ**

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 TEL 098-861-2681・2644 FAX **098-861-2682**
 沖縄県社会保険委員会 〒900-0031 那覇市若狭1-3-2-501



共催／(一財)全国社会保険共済会・全国社会保険委員会連合会

----- キリトリ線 -----

年金シニアライフセミナー参加申込書

| | | | |
|------|------------|--|--------------------|
| 参加日 | 令和元年 10月 日 | 会場 <input type="checkbox"/> ちたんニライセンター | |
| 事業所名 | | <input type="checkbox"/> 浦添市産業振興センター | |
| 所在地 | 〒 | 電話番号 | |
| | | FAX | |
| 参加者 | 氏 名 | 性別・年齢 | 区 分 (該当する方に○印を) |
| | | 男・女 | 被保険者・配偶者・事務担当者・その他 |
| | | 男・女 | 被保険者・配偶者・事務担当者・その他 |
| | | 男・女 | 被保険者・配偶者・事務担当者・その他 |

※ この申込書にご記入いただきました個人情報は当セミナーの目的以外の使用はいたしません。



働き方改革セミナー (主催: 沖縄県社会保険協会・沖縄県社会保険委員会)

～「笑顔」のコミュニケーション～

I部 働く人のコミュニケーション 13:30～14:40

ブレイクタイム 14:40～15:00

会員事業所の方は2名
まで参加が無料です。

II部 コミュニケーションスキルを高めよう 15:00～16:00

2019.11/6 水

会場受付/13:00 定員50名

■講演/13:30～16:00

ロワジールホテル那覇

沖縄県那覇市西3-2-1

(定員に達し次第、締切とさせていただきます。)

講師

比嘉 華奈江 氏

- ・株式会社Life is Love代表取締役
- ・株式会社ワーク・ライフバランス
加盟コンサルタント
- ・日本教育推進財団 認定コミュニ
ケーション・トレーナー



お申込先: 下記の申込書に所要事項を記入のうえ、FAXまたはEメールにてお申し込みください。

お問合せ: TEL 098-861-2681 **FAX 098-861-2682**
E-mail: okisyakyo@ryucom.ne.jp

働き方改革セミナー参加申込書 参加会場/ロワジールホテル那覇 11/6(水)

事業所名

参加者名

会員

会員

非会員

非会員

〒連絡先(職場・自宅)

TEL() -

※会員事業所の職員の方は、2名まで参加費が無料です。 ※非会員の方は、参加費が3,000円です。

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

詳しくはWEBで!

沖縄県社会保険協会

検索

